

## 事業概略書

|            |   |
|------------|---|
| 事業名        | 障害児施設のあり方に関する調査   |
| 事業目的       | 日本知的障害者福祉協会が実施している毎年の知的障害児通園施設及び知的障害児施設の実態調査を基に調査票を作成し障害児通園施設、障害児入所施設の現状、療育体制の実態を調査し、障害児施設の一元化、家族支援等に向けたあり方、今後に向けた施設の人員配置数・職種、設備、実施主体等の懸案となる課題に関して今後のあり方の方向性を明らかにする。  |
| 事業概要       | 本事業では、障害児通園施設は知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設難聴幼児通園施設、児童デイサービス I 型の 4 類型の施設は、1,197 施設から回答を得た。また、障害児入所施設は、知的障害児施設、第 2 種自閉症児施設、盲児施設・ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設の 5 類型の施設は、182 施設から回答を得た。これらの施設種別ごとの実態と課題から障害児施設の一元化に向けて設備、施設の構造、人員数、職種、支援方法等の専門性等に課題があり、一元化に向けて抜本的な改善が必要であることが実態から示した。   |
| 事業実施結果及び効果 | 知的障害児関係の施設を中心として、現状の障害別(通所・入所)の施設が、一元化の方向で複数の障害種別の子どもたちを受入れる場合の施設設備、環境や職種、人員配置、支援内容の課題を抽出し、課題解決の方策を探るため実態調査の分析から課題提案を試みた。身近な地域での支援体制の構築に向けて都道府県、障害保健福祉圏域、市町村の重層的な視点から実態調査の現状分析から、今後のあり方について総合的に検討し提言を目指して研究を進めた。その過程において平成 22 年 12 月に障害者自立支援法の一部改正案、いわゆるつなぎ法案が国会で可決、それに付随して児童福祉法改正案が施行されることとなり、法改正の施行まで準備期間が実質 1 年弱しかない状況のため、当初予定していた「あり方」検討から法改正施行に伴う政省令等に向けた具体的な提言を行った。この調査結果にみる現状の施設の実態は、障害児施設の改正施行に向けて配慮すべき点を示していると考えている。また、今後の障害児施設のあり方の具体化に向けた基礎的な資料となるものと期待している。 |
| 事業主体       | 〒105-0013<br>東京都港区浜松町 2-7-19<br>財団法人 日本知的障害者福祉協会<br>TEL : 03-3438-0466 E-MAIL : bukai@aigo.or.jp  |